

# 建設経済常任委員会

平成30年12月11日（火曜日）

## 付議事件

### 《付託議案》

議案第 1 号 平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

### 《付託陳情》

陳情第 4 号 飯岡停車場線・銚子旭線道路・交差点の排水路改修を求める陳情

## 出席委員（6名）

|     |       |      |      |
|-----|-------|------|------|
| 委員長 | 宮内保   | 副委員長 | 林晴道  |
| 委員  | 佐久間茂樹 | 委員   | 平野忠作 |
| 委員  | 高木寛   | 委員   | 平山清海 |

## 欠席委員（なし）

## 委員外出席者（2名）

|    |      |    |      |
|----|------|----|------|
| 議長 | 島田和雄 | 議員 | 木内欽市 |
|----|------|----|------|

## 説明のため出席した者（16名）

|             |      |               |      |
|-------------|------|---------------|------|
| 副市長         | 加瀬正彦 | 商工観光課長        | 小林敦巳 |
| 農水産課長       | 宮内敏之 | 建設課長          | 加瀬喜弘 |
| 都市整備課長      | 鵜之沢隆 | 下水道課長         | 高野和彦 |
| 水道課長        | 加瀬宏之 | 農業委員会<br>事務局長 | 赤谷浩巳 |
| その他担当<br>職員 | 8名   |               |      |

## 事務局職員出席者

|      |     |       |      |
|------|-----|-------|------|
| 事務局長 | 大矢淳 | 事務局次長 | 池田勝紀 |
|------|-----|-------|------|

副主幹

黒 柳 雅 弘

開会 午前10時 0分

○委員長（宮内 保） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。きょう一日、よろしくお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了解をお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

ここで、木内欽市議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出がありましたので、よろしくお願いいたします。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 1分

再開 午前10時 1分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、島田議長にご出席をいただいておりますのでご挨拶をお願いいたします。

○議長（島田和雄） おはようございます。委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました1議案と陳情1件について、審査をしていただくことになっています。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単でございますけれども挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案でございますが、予算関係の1議案でございます。議案第1号の平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうちの所管事項でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、なにとぞ可決くださいますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

---

#### 議案の説明、質疑

○委員長（宮内 保） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項についての1議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） おはようございます。

それでは、議案第1号、平成30年度旭市一般会計補正予算第3号の議決について、建設課所管事業については、本会議並びに議案質疑でご説明したとおりでございますので、特に補足して説明する内容はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、議案第1号、平成30年度旭市一般会計補正予算第3号の議決について、農水産課所管の補足説明を申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。一部、本会議の議案質疑等でご説明しました内容と重複する部分がございますが、よろしくお願いいたします。

それでは、補正予算書の22ページをお開きいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。22ページをお願いいたします。

それでは、上から２段目の３目農業振興費、説明欄１、農業災害対策支援事業の農業対策支援事業補助金 1,800 万円でございますが、こちらは本年 9 月 30 日の台風 24 号で被害を受けた農業者の経営再建のため、負担軽減を目的といたしまして、農産物生産施設等の復旧に向けた緊急支援事業の実施を国が決めたことから、市が事業主体となりまして支援を実施するため、補正をお願いするものでございます。

この支援事業は、主といたしまして、ビニールハウス等の再建や修繕に係る事業費に対して助成を行うものでございます。10 月 1 日現在の農業用施設等のビニールハウス等の被害件数は 133 件で、被害金額が約 3,600 万円となっております。被災いたしましたハウスの被覆材の張り替えや、変形しました骨組みの交換などの復旧のため、農業用施設の被害金額 3,600 万円を算出根拠の額といたしまして仮に算定し、3,600 万円に対しまして、補助率としまして国の 10 分の 3 以内、県はまだ未定でございますが、市の負担すべき 10 分の 2 以内で助成するもので、合わせて 1,800 万円を計上したことになります。

今回は、国の緊急的な支援対策について、被災農家をいち早く支援するため、迅速に対応を決したため、支援を希望する件数がまだ把握できておりませんが、市の広報 12 月 1 日号やホームページの掲載はもちろん、県農業事務所、ＪＡちばみどり等、関連機関とも協力いたしまして、フェイスブック等のＳＮＳを活用いたしまして、広く周知を行っているところでございます。

今後、補助金の申請等につきましては、希望者を 12 月中旬までに取りまとめまして、県へ概算事業費を要望し、事業実施要領等に基づき手続きを進めていく予定であります。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げますので、12 ページのほうをお願いしたいと思います。

４目農林水産費県補助金、説明欄１の農業災害対策支援事業費補助金でございますが、こちらは、歳出で説明いたしました支援事業補助金の財源となるものでございます。国庫補助金が全額県を経由いたしまして、事業費の 10 分の 3 以内となる 1,080 万円を計上したものでございます。県の状況等によりまして、今後増額となる場合がございますが、まだ未定でございますので、そちらのほうは見込んでいないものでございます。

以上で、議案第 1 号、農水産課所管の補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明が終わりました。

議案第 1 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

平野委員。

○委員（平野忠作） 22 ページ、農業振興費、さつき課長からいろいろ説明ございまして、対象件数が 133、被害額が 3,600 万円ということで、一番被害が大きい地域はどの辺で、例えばキュウリとかトマトとか、花とかありますよね、そこらがちょっと分かればご説明のほうをお願いしたいと思います。

○委員長（宮内 保） 平野委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 個別にどこの施設かというのがまだ出ていないところですけども、旭市の施設園芸のほうということで、キュウリ等というふうに伺っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第 1 号の質疑を終わります。

以上で、付託議案について質疑が終わりました。

---

#### 議案の採決

○委員長（宮内 保） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第 1 号、平成 30 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任を願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） ご異議がないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

---

#### 所管事項の報告

○委員長（宮内 保） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、建設課より報告いたします。

道路側溝グレーチングふたの盗難について、建設課から報告申し上げます。

盗難事件の確認につきましては、11月22日木曜日になります。旭警察署より市道の道路側溝のグレーチングふたが盗難されている旨、建設課に第一報が入りました。

その後、12月10日月曜日まで、旭警察署や市民から次々と盗難の報告が寄せられ、旭地域の5地区、海上地域の3地区、干潟地域の4地区、合計12地区で22か所の被害を確認したところでございます。

被害の枚数につきましては、側溝用のグレーチングふたが139枚、集水ます用のグレーチングふたが5枚、合計で144枚であります。

被害の金額につきましては、再購入の価格で積算しますと217万7,000円と算定しています。

安全対策と注意喚起については、盗難箇所へカラーコーン等を設置し、安全対策を行っています。注意喚起としましては、防災無線で11月28日木曜日から12月2日日曜日まで、朝と夕に呼びかけを行いました。11月28日水曜日には市ホームページへ掲載したほか、児童生徒の安全確保のため、市内小・中学校全校に周知したところでございます。

なお、一時は被害は終息したものの、12月8日土曜日ごろから再び被害が確認されたことから、12月10日月曜日より再度防災無線にて放送を行っているところでございます。

被害箇所の復旧につきましては、側溝部分はコンクリート製のふたを設置し、対応は終了しています。集水ますにつきましては、現在材料を手配していき、納品され次第順次復旧に努めてまいります。

なお、現在被害の防止を図るため、旭警察署と連携して、市内の道路パトロールを随時行っているところでございます。

以上、道路側溝グレーチングふたの盗難について報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） ただいまの建設課長の報告に引き続きまして、農水産課所管の農道のほうで同様の被害がございましたので、関連しましてご報告申し上げます。

農水産課所管の広域農道東総第一地区農道、松ヶ谷地先におきまして、道路側溝グレーチングふたが5枚盗難に遭いまして、旭警察署のほうに被害届を出したところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

平山委員。

○委員（平山清海） ただいまのグレーチングふたですか、これは今広報でも騒いでおりますけれども、盗んで売っちゃうんでしょうかね。またこれ買うところがあれば、そういうところから足がつかないものか、不思議に思うんですけれども、ちょっとお聞きしたいんですけどもどうでしょうか。

○委員長（宮内 保） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） グレーチングの盗難につきましては、現在旭警察署の刑事課といろいろ連携を図っております。お話によりますと、グレーチングのほうを売るという話もありますが、まだどこかで使うということで、まだはっきりしない状況でございます。そんな関係で、今、刑事課のほうでいろいろ捜査していますので、その結果を待ち次第、結果が出ればどちらかということが分かると思います。今のところ不明というところでご理解いただきます。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかにありませんか。

（発言する人あり）

○委員長（宮内 保） それでは、所管の商工観光課のほうに、平野委員から質問があるということで、平野委員、よろしくお願いします。

○委員（平野忠作） はい、ご苦労さまです。

9月のやはり建設経済常任委員会で一応お話ししたんですけれども、今年の夏から飯岡海岸で砂の彫刻を実施されましたね。1週間でそのとき私聞いたと思います、なんか5万人ぐらい来たと。これをもうちょっと延長できないかというような話をしたら、維持管理費がか

さむからというようなお話があったんですけれどもね。

あそこは、なぜ砂の彫刻にいいかというと、海岸がまず毎年海のほうに出ていると条件がいい。それで飯岡一宮線ですね、通っているところでも交通量があって、すぐ見えるという  
とで、それで海水浴場の入り込み数聞きましたら、矢指海岸と飯岡海岸ですか、4万人出ないんですよ。3万幾らということになると、わずか1週間で5万人ということは、ものすごい私はパワーがあると思いますので、これをここに副市長いますけれども、予算をもうちょっとつけてもらって、前々ほら、旭の砂の彫刻がやっぱり関東地方で有名になりまして、たしか震災の次の次の年か、ふるさと大賞というやっぱりしっかりした賞ももらっているんですね。これからやはり観光事業がどんどん貧になっている中で、伸びるものは私は市のほうで予算をつけて、これをもっと育てていこうという気構えがあっても、私はいいと思います。一つのまたこの旭の夏の誇れるこういうイベント、あるいは集客するものを育てていったら、私はいいと思いますけれども、その辺についてお考えはどうですか。とりあえずはもう倍の2週間はやってもらって、できれば1か月と、これは相当のあれがかさむから。

それともう一つは、今も既にスポンサー募って、資金の調達しているんですけれども、これもうちょっと大々的にやって、資金をもっと投入して、これを旭のしっかりとしたまた名物に、夏のイベントとして育てていったらいかがだと思いますけれども、分かる限りでいいですけれども、ちょっと答弁のほうお願いします。

○委員長（宮内 保） 所管事項の報告とはそれですが、ただいまの質問に対し、回答ができるようであればお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それではお答えいたします。

9月でもこの質問ございましたが、砂の彫刻のほうですが、確かに今年はだいぶ集客伸びました。昨年が2万人だったのが今年は5万人ということで、立地の条件がよかったのかなということをつたしか申し上げたと思います。確かに人数は伸びました。

これ実行委員会がございます。主に商工会議所の青年部の方だったと思いますが、実施してるところでございます。確かに1週間、8日間ですか、今年は。確かに日数が短かったということで、その辺も終わってから事務局のほうにお話ししまして、ぜひ来年は少し期間を延ばしていただけないかという話はしています。

そのときもちょっとお話がありました、確かに期間は1週間なんですけど、あれを構築するまで、準備するまでが約1か月かかるということで、それも市外のほうから呼んでいただい

て、そこで作っていただくということで、なかなかそれをトータルすると1か月以上あそこにかかってしまうということで、その辺もなかなか難しいということがありますて、ただ1週間、8日ぐらいでは寂しいということは申し上げまして、ぜひ来年度もう少し長くできないかと、今調整中でございます。

協賛金のほうも、確かに実行委員会のほうで頑張っていて、協賛は集められているところでございますんで、もう少し頑張っていて、市のほうも補助金は計上はすると思いますが、そちらのほうで努力いただいて、ぜひもう少し大きなイベントになっていただければと考えています。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） いいですか。

そのほかにありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

---

#### 陳情の審査

○委員長（宮内 保） 次に、陳情の審査を行います。

建設課以外は、退室してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんは自席でお待ちください。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時24分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る12月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第4号、飯岡停車場線・銚子旭線道路・交差点の排水路改修を求める陳情の1件であります。

それでは、担当課より参考意見がありましたらお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、飯岡停車場線・銚子旭線道路・交差点の排水路改修を求める陳情について、建設課から意見を申し上げます。

皆様にお配りしていますA3の図面がございます。この地図ですね。この地図を基に説明のほうをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、冠水箇所はJR飯岡駅から南下する一般県道飯岡停車場線と銚子市から網戸方面へ向かう主要地方道銚子旭線の交差する（仮称）広原地区交差点、図面で申し上げますと、図面の中央付近に丸印で赤い印でやっております。そこから飯岡バイパスまでの520メートルの区間、そこに雲形で表示してあります箇所でございます。水色で表示してございます。この地域が冠水地域でございます。

建設課といたしましても、当該箇所は合併前の旧海上町当時より、大雨のときなどたびたび冠水することは承知しているところでございます。冠水する要因といたしましては、1つ目に、付近の開発が進んだこと。2つ目に、この地域の道路と隣接する土地が周辺地域と比べ、地形的にかなり低く、かつ平坦であること。3つ目に、周辺には放流先となる調整池や河川が存在しないこと。4つ目としましては、国道126号の飯岡バイパスの道路面が高く、それらが阻害していることなど、以上の4点が要因ではないかと考えているところでございます。

このような状況の中で、冠水の解消のために旧海上町の時代から現在に至るまで、県と協力し流域や流末の調査を行い、（仮称）広原地区交差点や関係する排水路、図面の部分で申し上げますと、図面で点線と矢印で表示してある部分がございます。ピンク色で表示しているのが県のほうで行ったもの、緑色で表示してあるものが市のほうで行ったものでございます。それらの新設改良工事など、幾度となく行ってきたところでございますが、なかなか冠水の完全解消には至っておりません。

しかしながら、これらの取り組みによりまして工事を進めた結果、大雨等には一時的には冠水するものの、滞留時間は以前より短縮されている状況でございます。建設課といたしましても、地域住民の安全安心を確保することは重要でありますので、今後も千葉県へさらなる改善の要望を初め、必要に応じた協力を行っていきたいというふうに考えております。

以上、建設課からの陳情の意見とします。よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

ただいま担当課から参考意見がありましたが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 晴道） この案件、長きにわたって当該地区の方におかれては大変な問題で、いつも心配されているものだと、そのように思います。きょう、木内欽市議員の傍聴から、それから島田和雄議長の出席もありまして、地元の議員皆いますが、所管の委員として慎重にじっくり聞いてみたいこと多々ありますのでよろしく願いをしたいと、そのように思います。

まず、陳情者が広原区の区長さん、加瀬多喜男さんほか3名となっておりますが、どのような形でこの陳情文書を受理して、いつどこでこういうものを事務局として、議長として取り扱ったのかを伺います。

○委員長（宮内 保） 林晴道委員の質疑に対し答弁を求めます。

議会事務局長。

○議会事務局長（大矢 淳） 陳情の受理ということでございました、私のほうからお答えさせていただきます。

陳情者、代表が広原仲区区長加瀬様、そのほか広原南区区長鈴木様、広原東区区長櫻井様、広原西区区長萩原様、4名が陳情者という形で、11月22日に、議長が同地区でございましたので、直接議長のほうにこの陳情書が提出されたということでございます。

○委員長（宮内 保） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） この陳情者ですか、加瀬多喜男さん、今回の議会の議案の第7号で、人権擁護委員として出ているんですよ。そのときに、清廉潔白な人柄で責任感が大変強いということをおっしゃってありました。補足説明でね。僕もそのとおりだと思って、あのときに賛成をいたしました。

しかしながら、今回の文章を見ますと、ちょっといただけない点がありますね。中身で、場当たり的な工事に終始し、多く状況が、何ですか、建物等が建設も多くて、状況がますます悪化していると、そのようなことがあります。まさか清廉潔白な区長さんの文章とは僕思えないんですよ。

まず、回覧で配られた前回の工事のものを持ってきましたが、平成27年の12月20日から平成28年11月20日までの間に、県土木はここに対する工事を行っています。それで、その状況がどのようなものになったか、しっかりと検証ができた、これ文章がですね、ちょっと誤りが多いものがあるなど、そのように感じます。工事をしっかりとしたものとして、早めに対策を打つのであれば、この陳情文書はちょっと危ないのじゃないのかなと、そ

のように危惧をいたします。その辺に関してちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（宮内 保） 林晴道委員の質疑に対し答弁を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午後１０時３０分

再開 午後１０時３３分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会事務局長。

○議会事務局長（大矢 淳） それではお答えいたします。

私どもといたしましては、この書面を頂戴しまして、陳情者が書面を作成したというふう  
に受け止めていました。

○委員長（宮内 保） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） この趣旨には賛同しますよ。しかし、去年の話でありますけれども、僕  
が議員発議の議案を議長室で議長に提出いたしました。そのときに、議長は今ここで委員と  
していらっしゃいますし、局長今同じ局長でありますけれども、僕が出したものに対して、  
賛同議員の名前、これに疑いをかけられたんですよ。これ本当に本人が書いたのかって言わ  
れたりとか、それで賛同議員を議長室に集められまして、当時の議長に、あなた方これは本  
当なのかと、そういうことをやらされましたよ。それで、結果的に賛同議員がなくなりまし  
て、僕が出した発議案はなくなったわけでありますけれども、今回もそれと同様に、同じよ  
うなことです。されたのかどうなのかをしっかりと確認したいんです。そうじゃなければ  
いけないんじゃないのかなと、そのように思います。

○委員長（宮内 保） 林晴道委員の質疑に対し答弁を求めます。

議会事務局長。

○議会事務局長（大矢 淳） お答えいたします。

まず、先ほどの林委員のお話でございますけれども、私の記憶が間違っているかもしれま  
せん。私の記憶としましては、当時の件は署名の確認ということではなくて、賛同者が同じ  
役所のフロアにいましたので、当時の議長がせっかくいらっしゃるんで、一緒にご意見を聞  
きたいというような経過であったというふうに、私は記憶しています。

それと、続けて質問でございますけれども……。

(発言する人あり)

○議会事務局長(大矢 淳) 今回陳情者という形で署名、それぞれ区長の印が押印されていて、様式が整っているという中で、私どもとしては議長経由でお預かりしましたので、そのような確認ということは考えに至りませんでした。

(発言する人あり)

○議会事務局長(大矢 淳) そこについては、私どものほうでは、申し訳ございません、何ともお答えのしようがないところでございます。

○委員長(宮内 保) 林晴道委員。

○委員(林 晴道) 今話出ましたけれども、清廉潔白な人でね、僕もきのうも会議一緒でしたよ。夜ね、1時間ぐらい一緒にいた人の文章とは到底思えない。それかみんなこれ分かっててやってる、こういう文章今どき書きませんよね。その辺の調査はちゃんとされたのか。しないでこれ受理するって、ちょっとこれ不手際があるんじゃないかなと感じますね。

それから、これ下のほうに、滞留した水の経路図が区民の人は分かっていないというように書いてありますけれども、きょうだって資料出てますし、今までここで3人の議員がいますけれども、何回も何回も打ち合わせして、県土木のほうからこれ何回ももらってるんですよ。やっぱり当事者である地元地域の方々は知ってるはずなんですね。そういう文言を平気で載せてて、今回、4人の区長さん方が出てて、趣旨は本当に賛同できるんですけれども、この形は非常にちょっと形式的におかしいんじゃないのかなと。これ議長宛てに来てるものでしょうけれども、ちょっとこれ形違いますよね。これで出したら、進むべきものも進まなくなる。僕はそう思いますけれどもいかがなんでしょうか。

○委員長(宮内 保) 林晴道委員の質疑に対し答弁を求めます。

議長。

○議長(島田和雄) この陳情について、文章がおかしいんじゃないかといったような林委員のほうの指摘でありますけれども、この文章につきましては、広原4区の区長さん方が作った文章ということで間違いありません。そういった中で、私会議がありまして、区長さん方の会議に来てくれということで呼ばれまして、行ってまいりました。その文書を受け取ってきまして、それで議会事務局のほうに提出したということでもありますので、きちんとそういった形の中でやってきましたので、よろしくお願いします。

○委員長(宮内 保) 林晴道委員。

○委員（林 晴道） 僕が聞く話だと、区長さんが総意で作った文章ということは逆に聞かないんですよ。今の話全然違うんですね。

（発言する人あり）

○委員（林 晴道） 誰が作ったか分からないんで、それを検証した上で、しっかりとこの賛否を問う形をとるべきだと思います。

○委員長（宮内 保） それではしばらく休憩いたします。

休憩 午後１０時４０分

再開 午後１０時４３分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、事務局長。

○議会事務局長（大矢 淳） それでは、先ほどの質問に対してお答えいたします。

実際にこの陳情あるいは請願等について、文書がいろいろございますけれども、それを陳情者等が作成する際に、いろいろご意見を聞いたりとかということはあるんだろうと思います。

私どもといたしましては、今写しを配布させていただきましたけれども、陳情の趣旨、提出年月日、陳情者の住所氏名、それらの記載、あと押印、そういうようなことを確認をさせていただきまして、受理をしているという状況でございます。内容につきまして、いろいろな他の方の意見等も聞きながら、陳情者それぞれ検討した中で、文章ができているものだというふうに理解しております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 林委員。

○委員（林 晴道） 何度も言いますが、この４区長は、こういう強い文章を自ら作るような形ではないというふうに僕は思いますし、これ知事だとかですよ、県議会に提出する文章でこういうものがあっていいんでしょうか。

あと、こういう大変な思いをしている、それに関しては本当に僕も心痛みますけれども、同じような地区何か所もありますよね。全部これ１件ずつ区長さんに賛同になってもらって、これから陳情上げていくという形になっても、旭市議会どうなのかなというように、知事、

県議会から、県議会議長から思われますよ。取り扱いに関して、もうちょっとしっかりとしたものを整えてもらったほうがいいんじゃないかなとそのように思いますね。

それから今補足説明で建設課のほうからございました。そういう文章で上げるのがごく一般だと思います。そのようなところ、しっかりとやってからこの案件を取り扱ってもらいたい。この工事をしっかりと早めに進めるためには、これではまずい。そのように思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 林晴道委員の質疑に対し答弁を求めます。

それでは、委員の皆さんの意見を聞きたいと思います。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） ちょっと経過がよく分かんなかったんですけども、きょうこの陳情書に加瀬様、鈴木様、櫻井様、萩原様、各区長さんお見えになってらっしゃるんですね。

（発言する人あり）

○委員（佐久間茂樹） 来てないんですか。ああそうですか。いや、それでね、いらっしゃればこの趣旨でよかったのかどうか、確認できればと思ったんですけども、いらっしゃらなければやむを得ないと思います。

ただ、事の本質と言いますかね、確かにこれ私も議員やってまして、日下議員、木内議員、海上の議員さん方にもお話しいただき、私も直接現場を何回か拝見しました。それで、これ教習所から東側、水系が東に向かっているんですよね。ここから、大体この辺は西のほうに本来向かってるんだと思うんですけども、低地でどうしてもここだけ冠水しちゃう、はけが悪いというかね。陳情するにしても、請願するにしてもね、どういうふうにするのか。こういうふうに県がやって、市がやってるわけなんですけれども、建設課長、建設課の、もうだってこれ 10 年以上、だって合併前から話が出てるんだから、今どうしたらいいのか、その辺の話を、どうしてもこの 126 号を越して南下しなきゃいけないのか。もともとこれ仁玉川水系だから西のほうに向かってるはずなんで、この水路、今県の施工それから市でやっているとところもあるわけなんですけれども、この辺を拡張する、深くする、何らかの形でとにかく鉄道を越さなきゃいけないんですよね。具体的に今建設課ではどうしたらいいのか。仮に要望する、陳情するにしても、県にしなくても市でできることもあるんじゃないのかなと、まずどうしたらいいのかということを、考えがあれば教えていただきたいと思うんですよね。お願いします。

○委員長（宮内 保） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） どうしたらいいのかと申されてもなかなか難しい話で、県道なんです、これが。過去に合併する前から旧海上町合併後も、いろいろとこの問題は県と市と地元といろいろな協議をした中で進めてきました。それで先ほどもご説明いたしましたが、私のほうのできることは全てやっております。あとは県のほうもこれが現在のところこういう形でやってますけれども、先ほども申し上げましたが、どうしてもこの地区が一番低いところなんです。県道の部分で飯岡停車場線が。それで国道バイパスが横断している関係で、どうしてもここに水がたまってしまうという状況でございますので、いろいろ過去の経過を踏まえて、うちのほうも県のほうに対応してくれということをお願いしてますので、それ以上のことは私のほうではなかなか意見は言えないなということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 確かに今までやっててもなかなか難しい所なんだと思います。ただこれを見て、いいですか、今緑色の、下のほうから緑色で西に向かっている市の施工がありますよね。そしてその上に1本道がありますね。ローソンと教習所のほうに向かう道。この県道飯岡停車場線に横断してる道がまだ2本ありますよね。それで、このすぐ上の道というのは結構ローソンの角の道は結構通るんだよね、人がね、車が。あそこ雨が降るとしょっちゅう冠水するんだよね。二、三日残ってるんですよ。この辺でこの上下の2本を広げて、県のほうに、県の排水路、南西に向かっているとところに入れるとか、まだできることがあるのかなというような気がするんだよね。仮に、その辺をやってからでも、これ市でやろうと思えばできるんだろうと思うんですけれども、あるいは仁玉川のほうに向かう水路だったのが掘り下げるとか、あるいは断面を大きくするとか。ここに入ってくる水っていうのはそんなに量は多くはないと思うんだけど、集中しちゃうからなんだと思うんで、その辺もうちょっと工夫できるんだろうと思うんですけれども、何とか。

○委員長（宮内 保） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それではお答えいたします。

確かに改修されていない道路もございます。これにつきましては、当然過去にうちのほうなり県なりがいろいろ調査してる中で、いろいろ検討した中で、今の緑色の点線ございますよね、ここが一番低いんですね。どうしてもここに、低いところから要は仁玉川水系のほうに

流すということでやっておりますので、その辺のところは十分検討した中で整備はされていると思います。

それと併せて、既存の排水路がございます。これはかなり深い断面でございます。それで市のほうも県道の北側、緑色で点線でやってあります矢印については、当然断面を計算して大きな構造物にしてありますので、しっかり対応していると過去の職員についても、私のほうは今のところはあれなんですけれども、やっているのかなというふうには思っていますのでよろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 一生懸命やっていただいてて、本当申し訳ないんですけれども、ただね、それでもまだ冠水が出ちゃうという話なんでしょうから、ただ頻度は幾らか減ったのかなというような気もするんだよね。だからあともう一段、例えば今の道路とそして上の道路で、県の排水路に入れられるような工夫ができれば、また若干変わるのかなというような気もするんだよね。そんなに長い距離でもないんで。ローソンの南側はしょっちゅう冠水してるから、南側には水路はあるんですよ。北側にはないんだよね。北側がたまっちゃうんだよね。だから北側に入れるとか、もう一本入れるとか、そういうことをすると幾らかまた変わるのかなと。

だから要するに県に要望するとしても、何を具体的にどういうふうに対処してくれって、できるだけ市でやるだけやって、どうしても駄目でこうしたいという具体的なあれが出ないと、なかなか難しい問題だけに難しいのかなというような気がするんだよね。大変なんでしょうけれども、いまいちもうちょっと頑張ってやっていただけるとありがたいなと思いますけれども。

○委員長（宮内 保） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 県は十分認識しております。ただ、地形的に低いんですね、どうしても。簡単に道路を上げればいいんですけれども、道路を上げたら今度民地が低くなっちゃいますので、その辺のところはもう地形的にどうしようもないんですね。ですので、私のほうも県のほうにバイパスの部分、要は南が一番低いんです、その辺のところを何か工夫しながら、県のほうに要望していきたいというふうに考えていますので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） 今の話聞いていまして、多少冠水の時間帯なんか解消されてるという中で、この文章おかしいですね。真逆のこと書いてありますね。

それから、本当にこういうような陳情のような取り扱いを何回も何回も行っても、効果は薄まっていくと思うんですよ。効果が薄い。やっぱりこれ大規模な工事、大規模な改修が必要な事業でありますんで、しっかりと、聞くところによりますと本来であれば請願で、しっかりとした形で大きく上げたかったんだということを聞いています。請願の文章として、このぐらい強い文章でもいいのかなというふうに僕は感じますけれども、ちょっと取り扱いに対して疑義が多いもんですから、その点、請願から陳情に代わったということをご存じであれば伺いたいのと、なぜそういう形になったのか。であれば本来の形に戻すべきだと思いますんで伺います。

○委員長（宮内 保） 林晴道委員の質疑に対し答弁を求めます。

島田議長。

○議長（島田和雄） 請願が陳情に代わったということ、なぜかということだと思いますけれども、この陳情につきまして、請願という形の中で、広原の区長さん方、また区長さん以外もいましたけれども、夜会議を開くといった中で、議長さん出席してくれますかというようなお話があったもので、私伺いましたけれども、その中で、最初は請願といったような形で出されていたわけでありましてけれども、議会事務局のほうに来ていろいろ精査しましたところ、議長は請願にはなれないというのが旭市の申し合わせ事項の中で書かれているということで、それではちょっと無理だなということで、効果についてちょっと問い合わせをしましたところ、請願でも陳情でも意見書として県に出すということに、県に対しての効果は変わりないだろうということで、それでは陳情ということで出そうかということ、地元の区長さん方とも協議いたしまして、それで了解をいただきまして、陳情という形で出させていただきました。

○委員長（宮内 保） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） ただいまの回答に対して物申したいこと多くございます。我々旭市議会議員は日本国に住んでいて、日本国憲法それから地方自治法、それからその次に申し合わせ事項にのっとって議会運営それから議会活動をしているわけであります。議長におかれては、今、請願の賛同議員になれないというような趣旨のお話ありましたけれども、そういうことは決してございません。

この1年間の議会運営見ていまして、やはり通常申し合わせ事項で決まっていた所管の

正副委員長が、教育拡充のありましたね、第1回の定例会で。そういうものになれないという申し合わせ事項がある中においても、しっかりと文教福祉常任委員会の副委員長を賛同議員にしたりだとか、ちょっとおかしな点多々ございます。しっかりとその辺見直してもらって、今回このことに関しては、ちょっと形式がおかし過ぎるということをしっかりと認識、確認をしてもらって、取り扱いに関しては違う形でお願いしなければならないとそのように思います。

○委員長（宮内 保） 議会事務局長。

○議会事務局長（大矢 淳） 申し合わせのお話が出ましたので、私のほうから少し説明をさせていただきます。

確かに自治法の規定の中では、議長が紹介議員になれないというようなことはございません。しかしながら、旭市議会の議会運営申し合わせの中におきましては、議長が初めに紹介議員になることで賛意を示すことになるので、旭市議会運営申し合わせは議員の皆様で検討して一致した一つの申し合わせということで……。

（発言する人あり）

○議会事務局長（大矢 淳） 申し合わせということで信義則に基づいて守ろうということで決まっているものでございまして、議長はその旨をお伝えしたんだろうということで考えています。

それともう一点、副委員長が文教福祉常任委員会におきまして紹介議員となった件につきましては、私どももあの際におわび申し上げましたとおり、本来受理する際にその申し合わせに気づいて、副委員長は申し合わせではなれませんということをお伝えしなければならなかった。その点について、私ども職員見落としてそのまま受理してしまったということで、おわびと経過をご報告しながらおわびして了解をいただいたということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○委員長（宮内 保） 高木委員。

○委員（高木 寛） 私のほうから踏み込んで、ちょっと建設課課長おいでなんでお尋ねしたいんですけども、ここの陳情事項で、排水路について抜本的な改修を図ることを意見書として提出してくださいという内容と理解したんですよね。それで、先ほどいろいろ答弁、回答されていますが、どうしようもないのかそういう回答では困ると思うんですよ。というのは、合併する以前からこの問題それぞれ海上町の状況であったとき、また合併して旭市

になったときも、住民の方、被害を受けている住民の方々が陳情書なり要望書でお願いには来てると思うんですよ。そういう合併してもう十数年たってますが、その前から問題として浮上している、この問題でいろいろやっていますが、結果的にはどうしようもない。この回答はないと思うんですよ。今の時勢、建設的に、科学的にやれば排水はできると、そういうふうに思うんですよ。私一般質問で、防災・減災のことをちょっと質問しましたけれども、これからの異常天気、まさに豪雨もあると思うんですよ。そうすると今以上に雲形の冠水区域が広がる。ここの住民がもっと被害を受ける。だから早急に手を打つべきだと思うんですよ。そういう中で課長のお話で、低い地域だからどうしようもないという回答はまさにないと思うんですよ。ですから科学的な技術を使って、ぜひ解決する方向で住民のこの陳情または請願というようなお話もありましたが、陳情の内容を解決してほしいと、そのように私は内容的に回答を求めたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（宮内 保） 高木寛委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） どうしようもないと言った言葉は確かに不適切な言葉でございます。訂正いたします。言葉の流れで出ちゃいました。申し訳ございません。

我々も確かにこの地域低いのは承知している中で、千葉県と何とか水を少しでも外に出したいということでやっていますので、その辺のところはご理解いただきたいと思います。言葉遣いに対しましてはこの場を借りて謝罪申し上げます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 一生懸命やっていただいて、確かに難しい、要するに 10 年、20 年続いている問題ですからなかなかという、ただ陳情する、要は具体的にどうしたらいいのか。例えば 126 号を伏せ越しで南側に流すとか、何か具体的にどうしたらいいのかというのを、専門的な見地から、陳情するにしろ請願するにしろ、具体的にこうやってほしいと、126 号を伏せ越しで越したいんだという話、何か私らも素人ですから、そういう請願項目、陳情項目というのがもうちょっと具体性があるとありがたいと思うのね。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 何とかという話でございます。確かに、飯岡バイパスの下が横断に

なっています。これがまた状況が非常にあんばいがよくないんですね。ですからその辺のところを横断管をしゅんせつするとか、あとは強制的にポンプアップで排水するとか、そういう形になると思うんですね。その辺のところを、これも県のほうにお願いするしかございませんので、私のほうからこれをやってくれ、これをやってくれということはなかなか難しいんですけれども、案としてはそういう方法がベターじゃないのかなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかにありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） それでは特にないようですので、ここで執行部は退席してください。

大変ご苦労さまでした。

審査の途中ですが、ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前 11 時 07 分

再開 午前 11 時 28 分

○委員長（宮内 保） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き陳情の審査を行います。

陳情第4号についてご意見がありましたらお願いいたします。

林晴道委員。

○委員（林 晴道） 再度申し上げますが、この案件に関しては継続審議もしくはどうしても採択を強行されるということであれば、趣旨採択程度が望ましい、そのように思います。

○委員長（宮内 保） それでは、ほかの委員のご意見もお伺いいたします。

高木寛委員。

○委員（高木 寛） 今林委員のほうからお話しありましたが、趣旨採択それから継続審査では、やっぱり時間が経過するというのがあるんですよ。そうじゃなくて、今の議会、12月でこの陳情書を採択してまさに実施する、少しでも早く改修ができるようにやるべき建設常任委員会の陳情採択の趣旨があると思うんですよ。先延ばしではやはりまた、いつ災害、そういうのが来るか分からないので、なるべく今回の時期で陳情採択ということをぜひお願い

したいというふうに思います。

○委員長（宮内 保） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） 最後にいたしますが、僕の思いですね。そういう細かいことを何度重ねても抜本的な対策にはなりません。大改修、大規模な工事をするには、しっかりとした取り組み、請願とする。しっかりとした皆さんの意見を調整する、それが必要だろうかとそのように思います。

以上です。

○委員長（宮内 保） そのほかに意見ありますでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） それでは特にないようですので、陳情の審査を終わりにします。  
暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 32 分

再開 午前 11 時 39 分

○委員長（宮内 保） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 陳情の採決

○委員長（宮内 保） 陳情第 4 号、飯岡停車場線・銚子旭線道路・交差点の排水路改修を求める陳情については、ただいま継続審査を求める意見がありましたので、まずこれについておはかりしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） ご異議なしと認めます。

よって、継続審査についてはかることに決しました。

本陳情について継続審査とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 賛成少数。

続きまして、趣旨採択を求める意見もありましたので、これについておはかりしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） ご異議なしと認めます。

よって、趣旨採択についてはかることに決しました。

本陳情について趣旨採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 賛成少数。

陳情第4号、飯岡停車場線・銚子旭線道路・交差点の排水路改修を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 賛成多数。

よって、陳情第4号は採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任を願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

続きまして、ただいま採択と決しました陳情第4号が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することとなりますので、事前に準備をしたいと思います。

事務局、意見書を配付してください。

（意見書案配付）

○委員長（宮内 保） それでは、陳情第4号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

はい、事務局長。

○議会事務局長（大矢 淳） それでは、陳情第4号の意見書案についてご説明いたします。

お手元に配付してございます旭市内における県道の雨水排水対策に関する意見書（案）を

ご覧いただきたいと思います。

意見書案を朗読して説明に代えさせていただきます。

旭市内における県道の雨水排水対策に関する意見書（案）。

道路は、地域経済、医療、福祉、教育など生活環境の向上に資する重要な社会資本であり、地方創生の基盤でもあります。

県土の均衡ある発展を図り、安全安心な市民生活を支えるためにも、幹線道路から生活道路に至るまで、より一層の整備促進が不可欠です。

このような中、旭市内の県道飯岡停車場線、県道銚子旭線の交差点付近は、雨水対策が不十分なため、近隣住民は長年浸水被害等に苦しんでいます。

以前より何度か千葉県に要望し、対策工事を実施していただいた経緯はありますが、抜本的な改修工事とはなっていません。現状では、住宅建設も進み状況は悪化しています。特に最近のゲリラ豪雨では、付近の商店では浸水被害のほか車両の通行に伴う水圧によるシャッター破損等の被害も生じています。

旭市内における現状を認識され、必要な財源を確保し、早期に抜本的な対策を講じるよう以下のとおり強く要望します。

1 県道飯岡停車場線、県道銚子旭線交差点付近、更に国道 126 号に至る雨水の排水対策について、関係機関と連携し早急に抜本的な改修方法を検討し、早期に整備を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、千葉県知事、千葉県議会議長宛てでございます。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。ご意見がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、陳情第 4 号の意見書は原案のとおりとすることとよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） ご異議ないようですので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

なお、意見書の提出に伴う発議案の提出者につきましては、委員長名で議長に提出したいと思しますのでよろしくお願いいたします。

以上で、審査は全部終了いたしました。

---

○委員長（宮内 保） これにて本委員会を閉会いたします。  
大変ご苦労さまでした。

閉会 午前 11 時 47 分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長      宮   内      保